

# こどもの「ために」からこどもと「ともに」 ～心の声を聴くアドボカシー～

---



## 川瀬 信一

里親家庭、児童自立支援施設、児童養護施設を経験。  
一般社団法人 子どもの声からはじめよう代表理事  
こども家庭庁参与

# チェックイン

①お名前・ご所属

②今日のコンディション(心と体)

③最近あった嬉しかったできごと



# 本日の目標と内容

## 目標

子ども・若者の声や子どもアドボカシーの取り組みから、  
子どもの声を大切にしたい関わりのために必要ことを考える。

## 内容

なぜ声をあげることは難しいのか

子どもアドボカシーとは

子どもの声を聴くということ

子どもアドボカシーの実際

遊びを通して声を聴く　子どもの居場所で声を聴く

私のそだち







里親さんがいい？

それとも

施設がいい？





















里親さんがいい？

それとも

施設がいい？

意見聴取から始まるソーシャルワーク

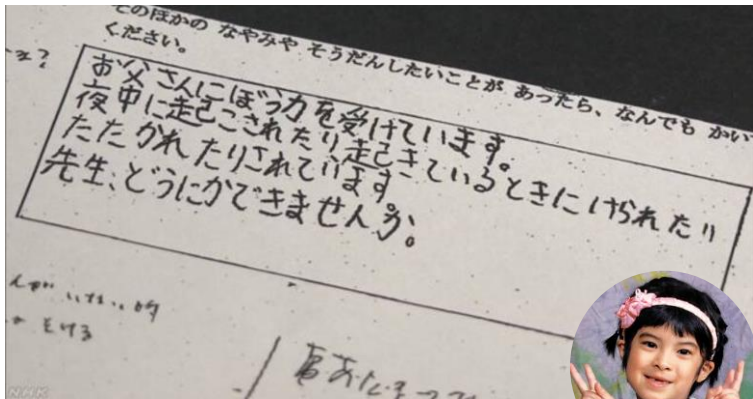
→里親不調の経験を建設的に振り返る

なぜ声をあげることは難しいのか

# 届かなかった声、救えなかった命。

## 野田小4女児虐待事件(2019年)

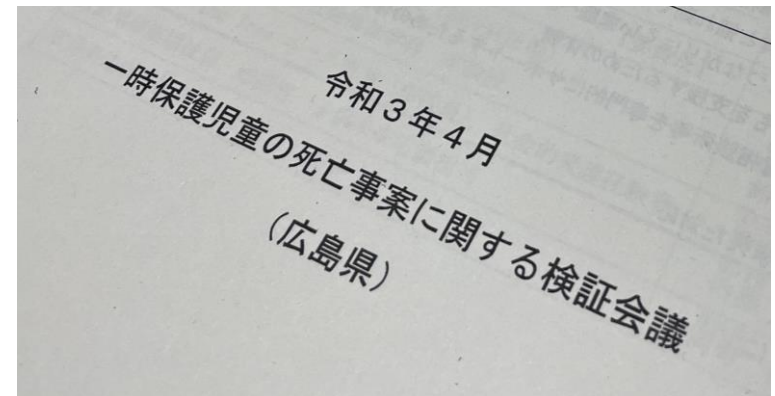
- ・学校で行われた「いじめに関するアンケート」で、父親から虐待を受けていることを告白。
- ・保護された児童相談所では「**お父さんが怖いから家に帰りたくない**」と伝える。
- ・親族方へ移った2か月後、父親が家に連れ返る。その後虐待がエスカレートし、亡くなった。



2019年2月5日朝日新聞デジタル版より

## 広島保護児童自死事案(2020年)

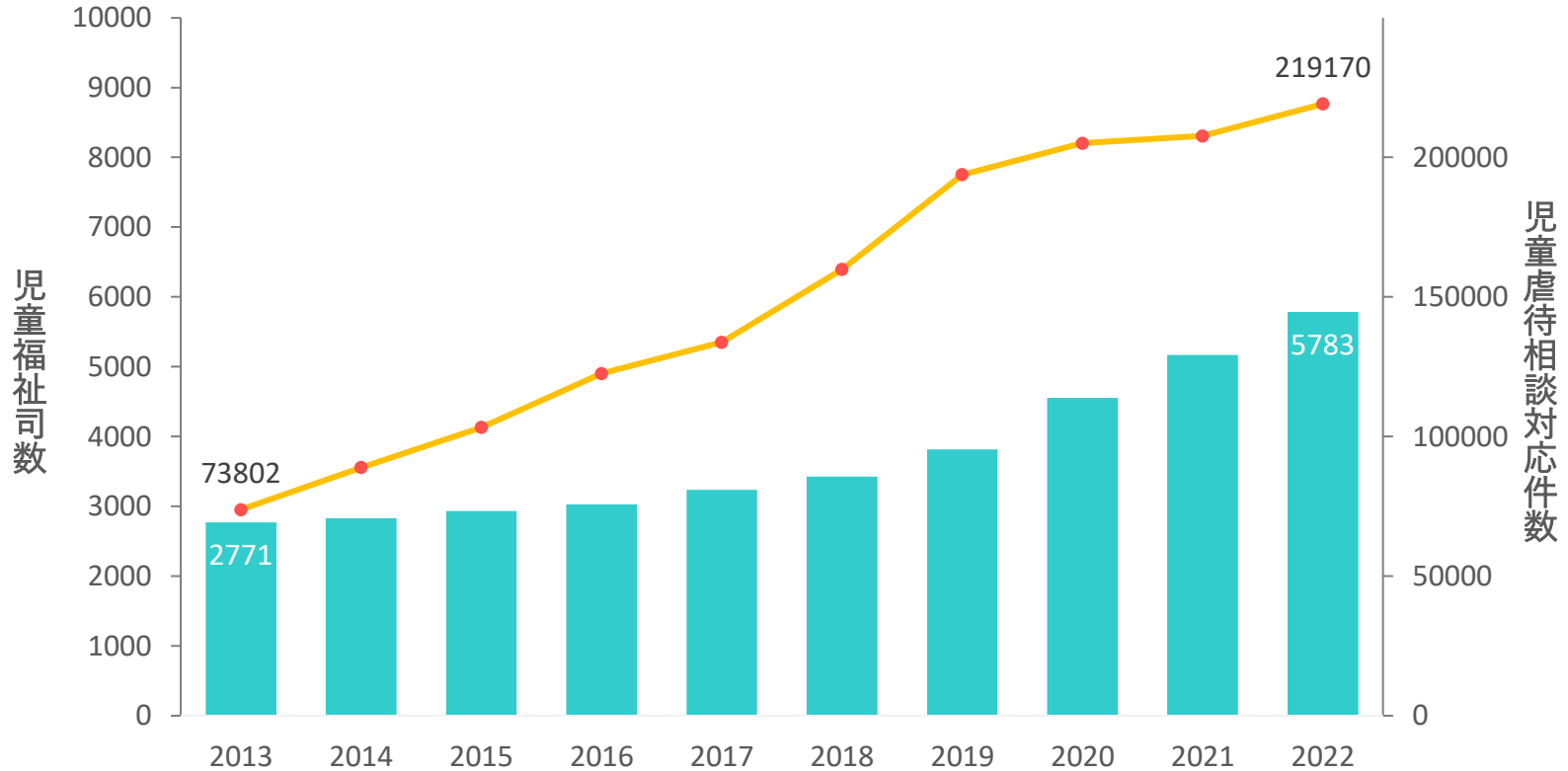
- ・「**母と離れたくない**」と訴えながら、一時保護により母と分離された生活を余儀なくされた。
- ・保護されてから亡くなるまでの約半年間、母親との面会を繰り返し希望していた。しかし、事実上面会は制限されていた。
- ・一時保護委託先の児童養護施設で亡くなった。



広島県 「一時保護児童の死亡事案に関する検証報告書」



# 児童虐待を発見する社会になった。しかし…



厚生労働省「福祉行政報告例」より

児童福祉司 1 人あたりの対応件数が増加 (37.9/人)  
子ども一人ひとりの声を丁寧に聴くことは困難に

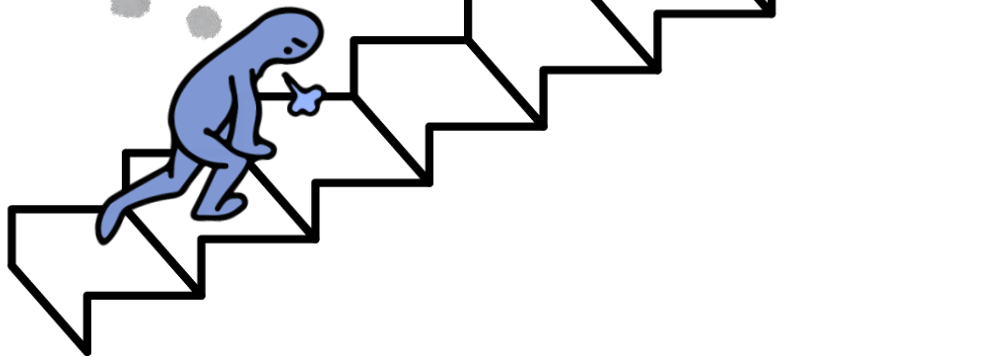
## 感情や思考が抑圧された経験は、深刻な影響を及ぼす。

- ・ 家族との関係回復や将来の夢を「あきらめた」経験の深刻さ。
- ・ 直面している困難が理解されないことによる孤立感・孤独感。
- ・ 自分が悪いと思い続けてきた。だから「助けて」と言えない。

自分の意に反して  
施設や里親家庭での  
生活を強いられた

相談したけれど  
何も変わらなかった

自分の人生なのに  
自分で決められない



# 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

## 生きる権利

全ての子どもの命が  
守られる



## 育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばし  
て成長できるよう支援を受けられる



## 守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから  
守られる



## 参加する権利

自由に意見を表したり  
団体を作ったりできる



# 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

## 第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事柄について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。（**表明する権利**）

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接にまたは代理人もしくはは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。（**聴かれる権利**）

## 第12条は一般原則(重要条文)の一つ

第12条は条約の他のすべての条項とも関連しているのであって、これらの規定は、子どもがそれぞれの条項に掲げられた権利およびその実施について自分なりの意見を有する主体として尊重されるのでなければ、全面的に実施することができない。

(国連子どもの権利委員会「一般的意見12号」2009)



# 2016年改正児童福祉法

## 第1条

すべて児童は、**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

## 第2条

すべて国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され**、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

意見の尊重



最善の利益

# こども基本法

## 第一条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこども**が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として**ひとしく健やかに成長することができ**、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ**、将来にわたって**幸福な生活を送ることができる社会**の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

## 第三条（基本理念）

差別の禁止

生きる権利・育つ権利

意見の尊重

最善の利益の保障

子どもアドボカシーとは

## アドボカシー＝声を上げること

英語の“advocacy”とは、ラテン語の“voco”に由来する言葉である。

“voco”とは、英語で“to call”のことであり、

**「声を上げる」** という意味である。

西尾(2000)「社会福祉実践とアドボカシー—利用者の権利擁護のために」

## アドボカシーを担うアドボケイト＝子どもの声そのもの

子どもアドボカシーは独自のサービスであり、

他のどんな子どもと大人の関係ともなっている。

アドボケイトは**子どもの声**である。



(Department of health=2009)

# 子どもアドボカシーの6原則



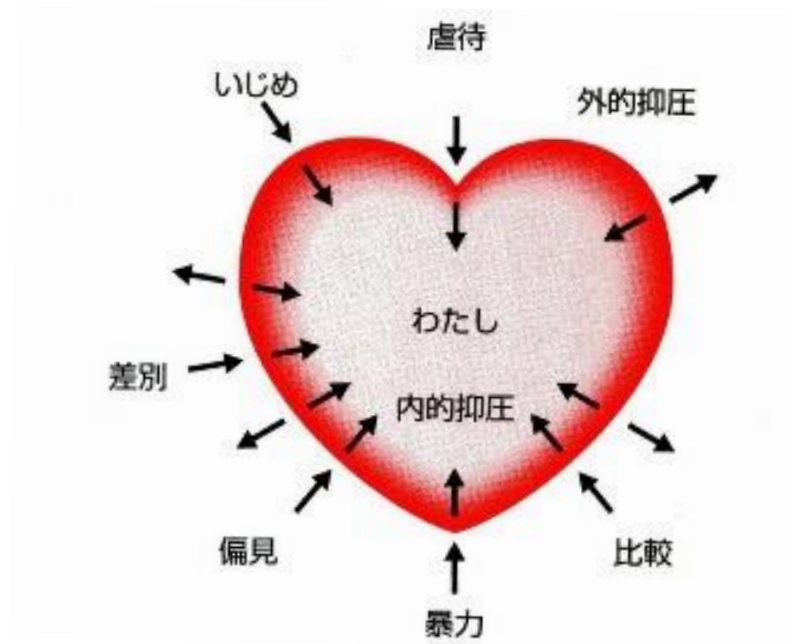
子ども情報研究センター(2018)

『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

# 子どもアドボカシーの原則 1



肯定的パワー(権利意識、共感、連帯、信頼...)をもって、  
外的抑圧(権力、抑圧、暴力、差別、いじめ...)と内的抑圧  
の両方を取り除いていくこと。



森田ゆり(1996)『子どもと暴力』



## 子どもアドボカシーの原則 2



子どもがアドボカシーの過程を導く。アドボケイトは、子どもの表現された許可と指示のもとのみに行動する。それが「子どもの最善の利益」についてのアドボケイトの意見とは異なる場合でさえそうするのである。

(Department of health=2009;S1.2)



# 声をあげる＝心のドアを開くこと



## りさり「心の扉」

心の扉のドアノブは、内側にしかついていないから  
外からはノックしかできない。こじ開けると壊れてしまう。  
開けられるのは自分だけ

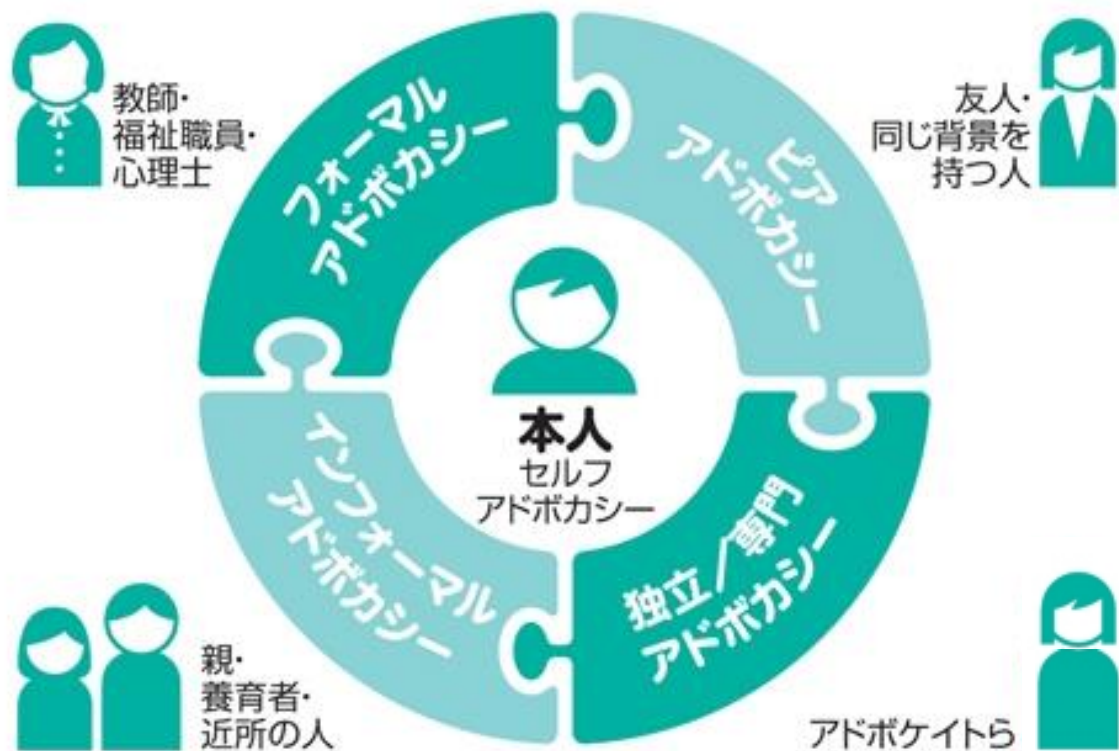
## 子どもアドボカシーの原則 3



アドボカシーサービスは、可能な限り、委託団体から独立して設立され運営される。そのことによってアドボケイトは子どものために働き、すべての利害の対立から自由であると子どもは信じることができる。(Department of health=2009;S6)



# アドボカシーはジグソーパズル



朝日新聞2019年9月8日「子どもアドボカシーを考える」

それぞれの立場が補完し合い子どもの声を聴くことが大切



## 子どもアドボカシーの原則 4



プライバシーを常に尊重し、子どもの同意なしにはサービス外に漏洩しない。ただし子ども自身や他の人に「重大な侵害」が及びことを防ぐために必要な場合や、裁判所が命じた場合にはこの限りではないことも子どもに伝える。情報を破棄するときはその旨を子どもたちに伝えることを保証する。

(Department of health=2009;S7)



## 子どもアドボカシーの原則5



- ・ 障害を持つ子供及び黒人や他の民族マイノリティの子どもと接触し、かかわりをもつための積極的な行動をとる。
- ・ 性別、人種、宗教、文化、年齢、民族、言語、障害、セクシュアリティを理由にアドボカシーサービスへのアクセスと効果的な参加を妨げられる子どもがいないようにする。このことは例えば、アドボカシー事務所を訪ねることができない子どもの場合には、子どもが望む場所でアドボカシー会えるようにすることを意味している。
- ・ 障害児と乳幼児のコミュニケーションニーズに特別な関心を払う。そこには乳児と重複障害、知的障害の子どもが含まれている。

(Department of health=2009;S3)

## 子どもアドボカシーの原則 6



「私たち抜きに私たちのことを語るなかれ」  
アドボカシー活動に子どもが参加することにより、  
活動は子どもたちにとってより魅力的で効果的なものになる。

(参加場面の例)

- ・ アドボケイトの募集・採用・研修・査定
- ・ アドボカシー実践への助言
- ・ 広報
- ・ サービス評価
- ・ ケアリーバーアドボカシー



# 子どもが望むアドボカシー

こんな人に聞いてほしい！

怒らない人

優しい人

同性がいい

同じような環境で育った人

最後まで話を聴いてくれる

秘密を守ってくれる人

ゆっくり聴いてくれる人

明るすぎず暗すぎない人

こんな人には言いたくない

怖そうな人

「〇〇したら」という人

施設のことを知らない人

自分の意見を押し付ける人

話したことを人に言う人

何度も聞き返す人

意見が変わる人

ころころ代わる人

Children's Views & Voices 「子どもの声聴かせてワークショップ」

子どものパートナーになるために大切なことは、  
子ども自身が教えてくれている。



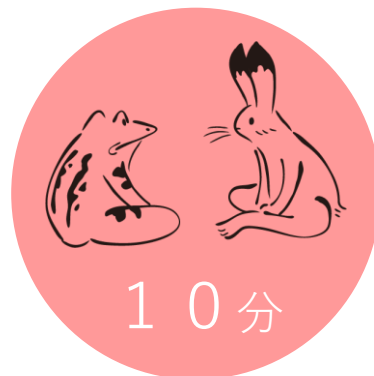
子どもの声を聴くということ

# 子どもの意見が大事、とはいったものの…ワーク 1

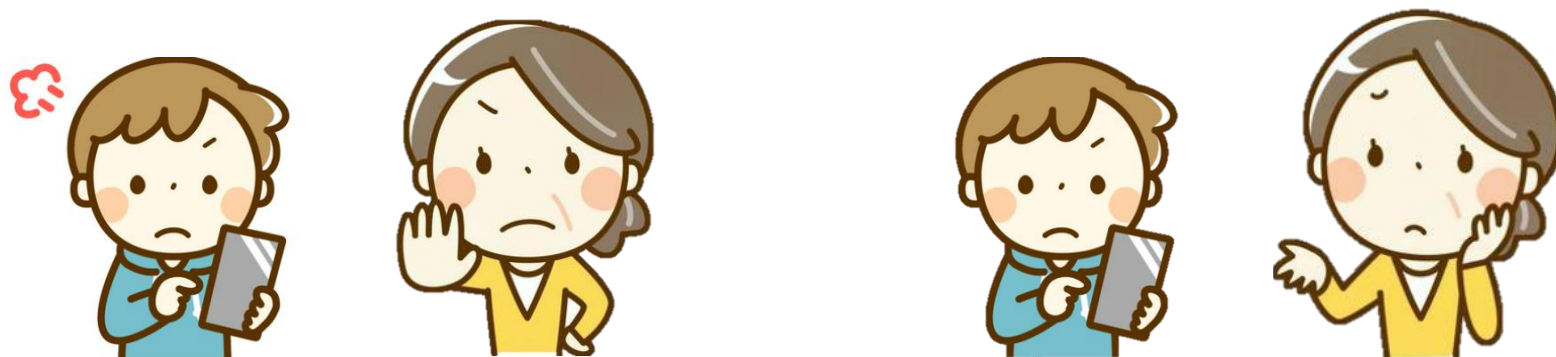
何でもかんでも  
子どもの言うとおりに  
すればいいの？

意見表明権ならば、  
赤ちゃんや  
障害のある子どもは  
関係ないの？

権利の主張は  
義務を果たしてから？



## 何でもかんでも子どもの言うとおりにすればいいの？



ダメなものはダメ！ではなく、まずは子どもの思いを聴く。  
その上で、ダメな理由を伝える。理解が得られるまで伝える。  
子どもの意見表明権を尊重することは、  
大人の**応答・説明義務**を明確にする。

意見表明権なら、赤ちゃんや障害のある子どもは関係ないの？



第12条の「意見」は、OpinionではなくViewである。

## 「年齢及び成熟度に従って」－乳幼児の場合は？

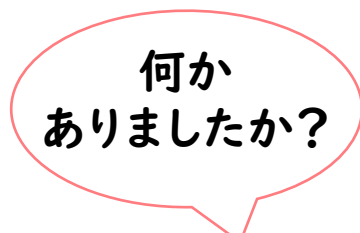
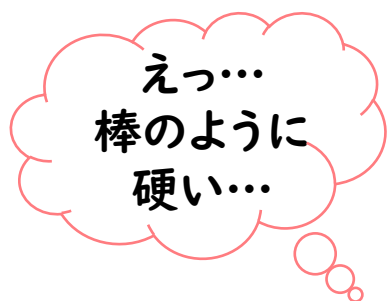
乳幼児の行為主体性の尊重は、しばしば見過ごされ、または年齢および未成熟さにもとづいて不適切であるとして拒絶されてきた。乳幼児は、未発達であり、基礎的な理解力、意思疎通能力および選択能力さえないと見なされてきた。乳幼児は家庭において無力であり、社会においてもしばしば声を奪われ、目に見えない存在とされている。

委員会は、第12条は年少の子どもと年長の子どもの双方に適用されるものであることを強調したい。**もっとも若い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格がある**のであり、その意見は、年齢および成熟度にしたがい、正当に重視されるべきである。

国連子どもの権利委員会「一般的意見7号」

# あかちゃんのSOS

養育困難家庭を訪問した  
助産師の松浦洋栄さん



村上靖彦(2021)『ケアとは何か 看護・福祉で大事なこと』

言葉を話さないあかちゃんも、体でサインを発している。



## 権利の主張は義務を果たしてから？

義務は国家、政府、社会、大人の側にある。



教育を受ける権利 — 教育を受けさせる義務

### 義務と責任

「○○の義務を果たせば、●●の権利が認められる」は、  
基本的人権とは言えない。

ただし、子どもの年齢や成熟度に従って、  
その子どもなりの責任の取り方を考えさせることはできる。

## 子どもの権利の制限が認められるのはどのようなときか

- ①子どもの最善の利益を図るための制限であること
- ②制限が①の目的達成のために役立つものであること
- ③より制限的でない他の選ぶうる制限方法がないこと
- ④子どもの発達段階に応じたものであること

四つの要件を満たしている場合のみ、  
子どもの自由権が制限される。  
しかし慎重な検討が必要。

木村草太編（2018）『子どもの人権をまもるために』

## 最善の利益一何が「良い」のかは社会が規定する



プメ族の子どもが鋭い刃の大型ナイフで遊んでいる(左)。伝統的な社会では、現代の親が絶対に認めないであろう危険な行為でさえ、自分の意思で行動することを認められている。

ジャレド・ダイヤモンド(2013)『昨日までの世界—文化の源流と人類の未来〔上〕』

子どもの声からはじめようの取り組み

# Our Vision 子どもの声が尊重される社会の実現

2018



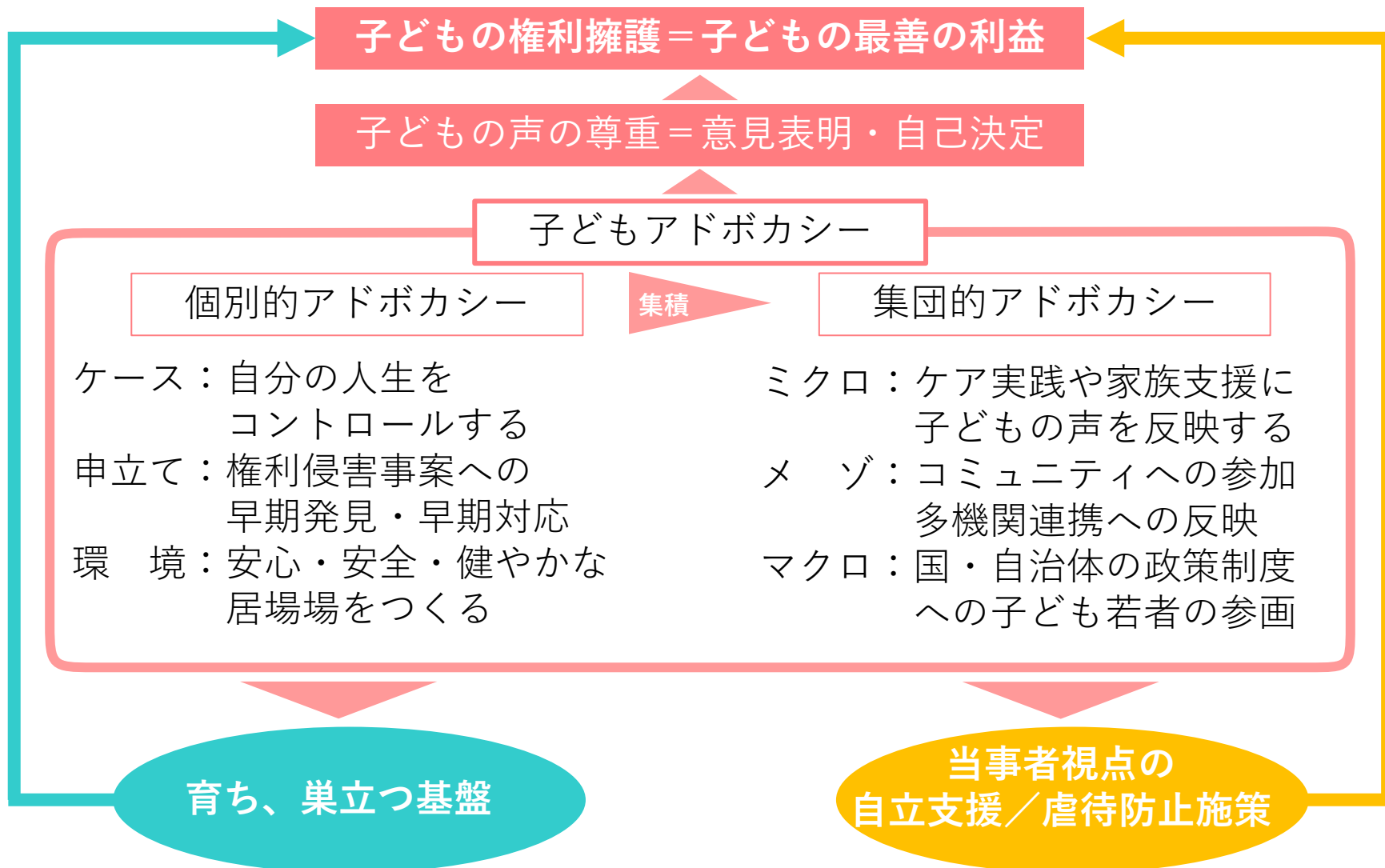
カナダ・オンタリオ州の  
アドボカシー実践に学ぶ  
学習会+政策提言発表会  
(全8回、延べ200人参加)

2019



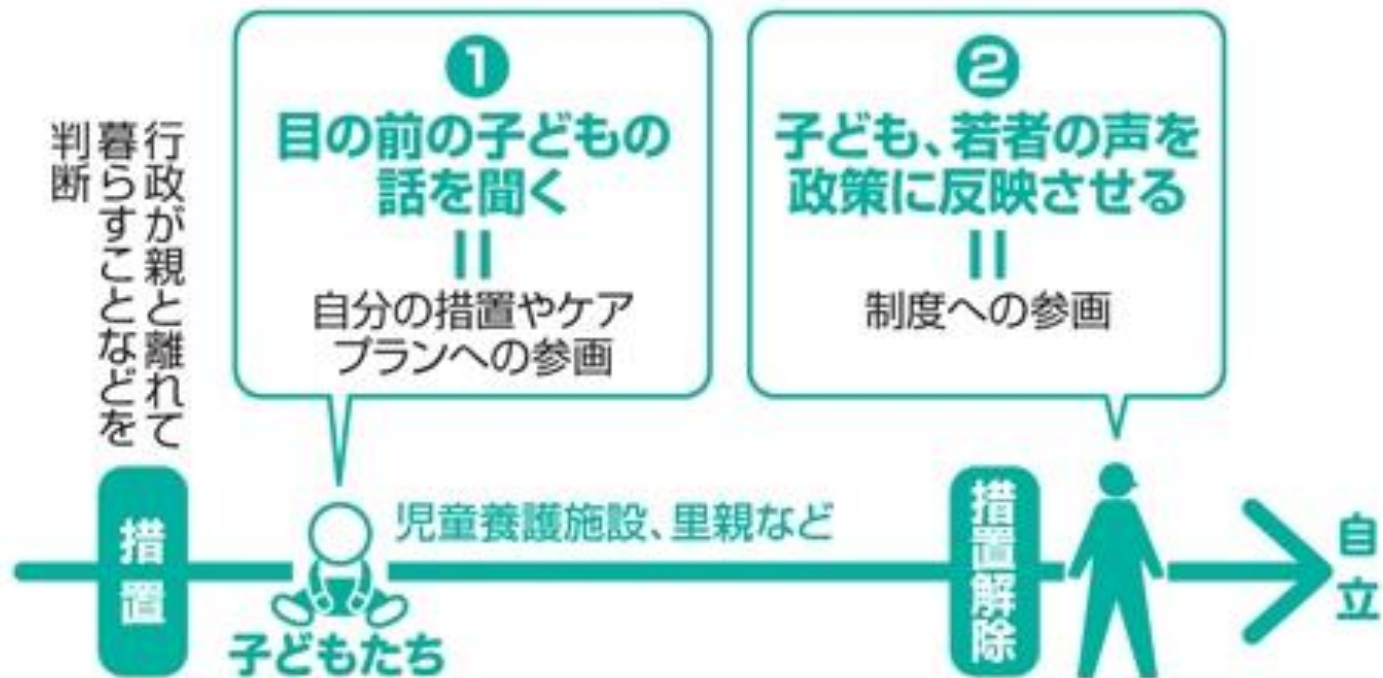
イギリスJane Dalrymple氏招聘  
シンポジウム(約160名参加)  
アドボケイト養成講座  
(前後期、延べ90名参加)

# 子ども権利擁護の始点に子どもの声を





# いつ子どもの声を聴くのか



朝日新聞2019年9月8日「子どもアドボカシーを考える」

それぞれのタイミングで、声を上げられる環境が必要

# アドボケイトの養成とチームビルディング

- 子どもアドボカシー基礎講座  
4時間×4日間＝**16時間**（オンライン）  
**105名**参加
- 子どもアドボカシー実践講座  
4時間×4日間＝**16時間**（オンライン）  
8時間×2日間＝**16時間**（対面実施）  
**37名**参加
- アドボケイト登録面談  
養成講座修了者を対象に面談を実施
- アドボケイト登録  
登録者から特別区児童相談所への  
訪問メンバーを選任（**9名**）

## 講座カリキュラム（一部）

チームビルディング

子ども理解を深める

子どもアドボカシーの理念・原則

アドボケイトの役割と守秘義務

フォーマルアドボカシーの現状と課題

子どもアドボカシーのジレンマと対処

トラウマインフォームドケア

独立・専門・訪問アドボカシーの実際

人間関係づくり演習

子どもアドボカシーのプロセス

アドボカシーツールの開発

リフレクション

# 児童相談所一時保護所における訪問活動

- 令和3年6月から、訪問アドボカシー活動を開始。
- 毎週土曜日の9:30～11:30（2時間）
- アドボケイト4～7名が男子ユニット・女子ユニット・幼児ユニット分園に分かれて活動。延べ人数で**300**人が訪問。
- 新規入所者を対象としたアドボカシーの説明会、子どもの権利を知り考えるワークショップを月**2**回、定期的実施。
- 遊びを通じて信頼関係を築き、子どもからのリクエストにより話を聴く。申し出があれば、一時保護所の職員、児童福祉司・心理司、家族等への意見表明をサポートする。
- 一時保護所や今後の生活に関すること、学校や学習に関することなどについて
  - ・個別面談・・・・・・・・・・**142**件
  - ・意見表明の申し出・・・・・・・・**54**件



**アドボカシーの全体説明（月2回）**  
新規入所者を対象にアドボカシーの説明  
子どもの権利を学ぶワークショップ実施

**ラポール形成**  
スポーツ、遊びなど、  
体験の共有を通じて信頼関係を築く

**ポスターの掲示**  
・アドボカシーについて  
・訪問日時  
・訪問メンバー写真・プロフィール

**アドボカシーの説明（個別）**  
新規入所者に個別で説明

**おはなしポスト**  
アドボカイトと話したい人は  
チケットを投函すると  
面談を予約することができる

個室対応になっている  
子どもへの声かけ

面談結果の確認

子どもがアドボカイトに気持ちや考えを話す

142件



意見表明の申し出 なし

次回以降も声かけを継続

54件

あり

虐待等の開示  
権利侵害事案

0件

「伝えたいこと確認書」や手紙で、伝えたいことを本人が書く（またはアドボカイトが代筆する）

①子どもが自分で伝える

②アドボカイトと一緒に伝える

③アドボカイトが代わりに伝える

一時保護所の生活やルール  
人間関係や職員の対応など

ケースワークに関することや  
親やきょうだいとの通信など

一時保護所職員・係長・課長

アドボカシー担当職員



面談

児童福祉司・児童心理司

家族など

学校など



つた かくにんしよ  
伝えることの確認書

1枚目

○伝えるお手伝い  してほしい  してほしくない

○伝えること

いつまでに 月 日 までに

だれが じぶんが あなたとアドポケットが アドポケットが

だれに \_\_\_\_\_

どこで \_\_\_\_\_

どのように \_\_\_\_\_

つた  
伝えたくない人 \_\_\_\_\_

「伝えること」の紙に書いていることで、まちがいはありません。

れいわ ねん 月 日

あなたの名前 \_\_\_\_\_ アドポケット \_\_\_\_\_



つた  
伝えること

まいの  
枚目

Blank lined area for writing the details of the message.



## 事例（抽象化し個人が特定されないようにしています）

### ○両親を通じて交際相手への通信交流を実現したケース（高2・女兒）

- ・ アドボケイトによる役割説明後、保護経緯を聴かせていただくところから関わり開始。交際相手に「私のことは心配しないでほしい」と伝えたい。
- ・ アドボケイトが手紙セットを本人に渡し、手紙を書く。
- ・ 手紙を本人から預かり、アドボケイト担当職員に伝達。
- ・ 職員が内容を確認の上、保護者に交際相手への伝達を依頼。  
職員が手紙の内容を確認し、問題がないことを保証。
- ・ 保護者が交際相手に渡すことについて承諾し、手紙が交際相手に渡る。
- ・ 本人の希望を実現するために動く保護者の様子を見て、保護者への信頼感が回復。家庭復帰に向けた面談、調整の促進にも寄与した。



## ○定例研究会（毎月最終訪問日の午後に実施）

- ・アドボケイトが1か月の実践を振り返り、社会的養護経験者、学識経験者、弁護士、児童精神科医らから助言と指導を受ける。
- ・訪問から得た気付き（職員の対応や保護環境の良い点、改善すべき点）を共有し、整理する。

## ○定例協議会（毎月最終訪問日の翌週に実施）

- ・ 1 か月の活動報告  
（訪問日時、訪問人数、面談・意見表明の件数、アドボケイトの意見）
- ・ 活動報告に基づく協議

個別対応：行動化がみられる子ども等への個別対応の適正性

通信交流：友人との連絡、娯楽、学習、調べ物を目的としたネット利用

学習保障：成績、受験への不安、教科や学習内容・方法

## ○成果と課題

### ・こどもの視点

- 対話が安心感につながっている
- 意見を言っていることを実感
- 独立した立場が理解されている
- 秘密を守る存在としての信頼感
- ケースワークへのはたらきかけ

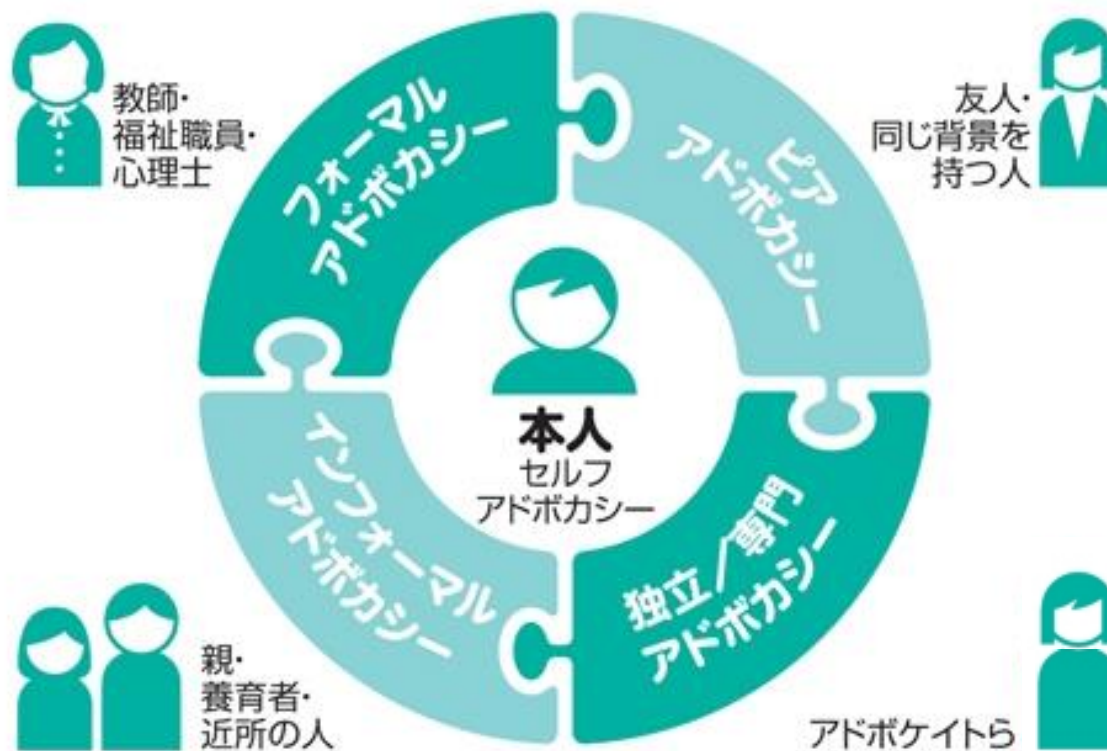
- 訪問時間・面談時間が短い
- 自ら相談できない児童への対応
- プライバシーに配慮した声掛け
- 外国語やハンディキャップ対応
- 意見表明後のフォローアップ

### ・児童相談所の視点

- 子どもが話にくいことを担当者以外に話すことが出来る機会に
- 一時保護所の生活のしやすさ
- 職員が把握していないことを知り、アセスメントが多角的に
- ケースワーク促進のきっかけに
- 子どもとのコミュニケーションで改善すべき点が明らかに

- 職員への周知が不十分
- 担当福祉司の焦りや不全感
- アドボカシー活動の見えにくさ（訪問日が土曜日のため）
- 表明から対応までのタイムラグ（土曜日に表明→月曜日に対応）
- 他児童相談所からの保護委託ケースへの対応

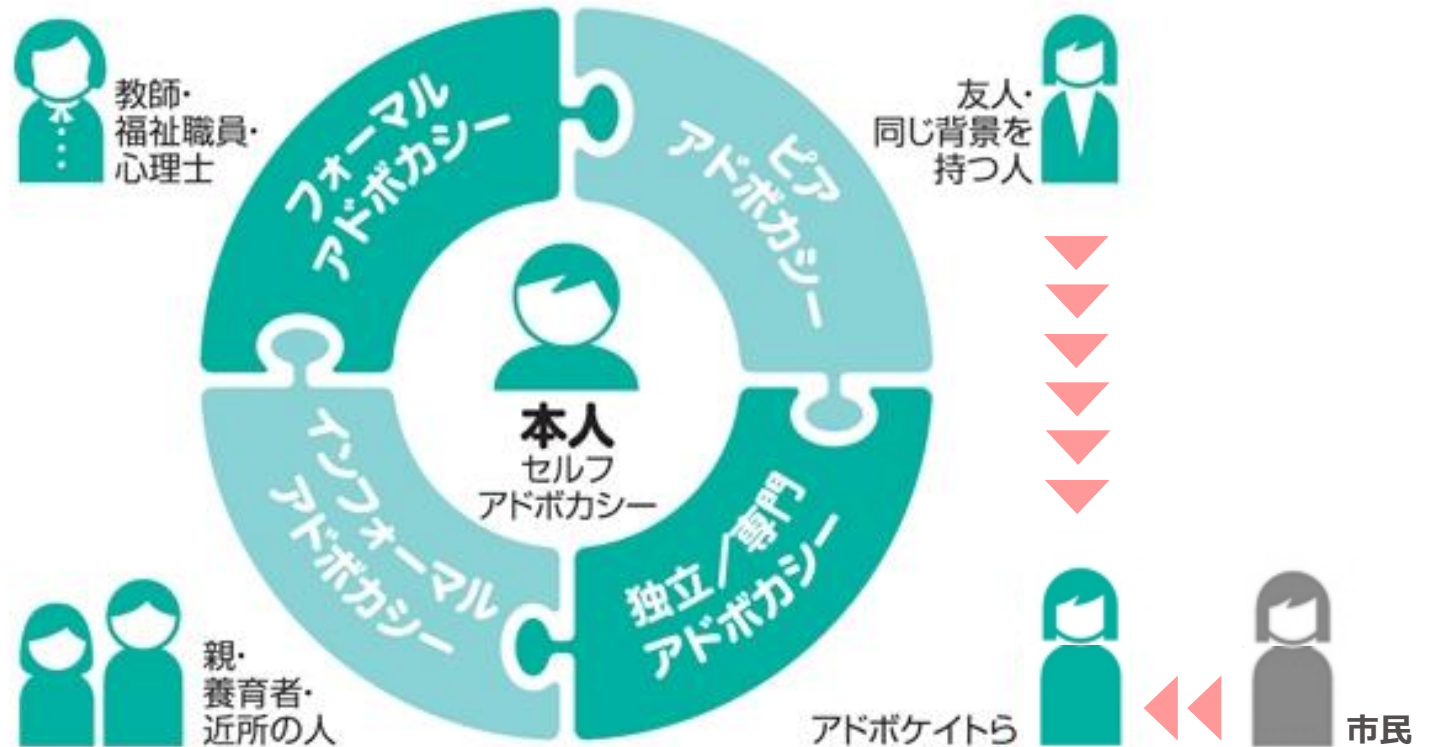
# アドボカシーはジグソーパズル



朝日新聞2019年9月8日「子どもアドボカシーを考える」

それぞれの立場が補完し合い子どもの声を聴くことが大切

# 子ども・若者、市民とともにつくる子どもアドボカシー



朝日新聞2019年9月8日「子どもアドボカシーを考える」

人材養成、訪問活動、サービス評価に子ども・若者が参画。  
研修を修了した市民から選任されたアドボケイトが従事。

# 子ども・若者とともにつくる子どもアドボカシー



保護を経験した子どもにヒアリングをし、聴かせて頂いた声をもとにカードを作成。「〇〇の権利」ではなく、子どもになじみやすい欲求表現(～したい/したくない)に。



子どもアドボカシーを説明する動画は、児童養護施設経験者の映画監督が作成。

星期六の向番局  
9:00~11:30  
ADOBOKETTO 会!  
希望你听你的心情

小孩  
① 最喜欢玩什么 ② 最喜欢的科目 ③ 最喜欢的午餐  
④ 如果你忘记自己比同龄人什么动物 ⑤ 小对话

白田阿姨 信 飞鸟 聡子阿姨

① 羽毛球 ② 日语 ③ 油炸面包 ④ 椰子 ⑤ 因为作为好奇心理盛了 ⑥ 找他的事、考虑的事、我能帮助你说话 ⑦ 会很开心。

① 藤原・马兜栗 ② 日语・社会 ③ 油炸面包 ④ 狗 ⑤ 请多多关照♪ ⑥ 身体是大人，内心是孩子会很开心。

① 大乱斗・新番 SMASH BROTHERS ② 美术・壁画手工课 ③ 味噌汤 ④ 充话费 ⑤ 请多多关照! ⑥ 请多多关照! ⑦ 自由自在，慢慢地生活吧! ⑧ 去星期六去会见♪

① 日文欠缺课日语和石尖 ② 地学 ③ 味噌汤 ④ 睡觉 ⑤ 如果可以一起聊天会很开心。去星期六去会见♪

花菱 弥生阿姨 真美阿姨 美和阿姨

① 谜・卡牌 ② 日语・音乐 ③ 烤蛋糕、周六聚会 ④ 睡觉 ⑤ 我喜欢蓝天和晴空 ⑥ 想与大家相遇

① 奥赛罗・棋 ② 围棋 ③ 烤蛋糕 ④ 烤蛋糕 ⑤ 我不擅长运动(=) ⑥ 所以在假期空闲的时候 ⑦ 我会经常参加也 ⑧ 请多多关照。

① 大和家说的话 ② 我什么都不开心 ③ 社会・历史 ④ 油炸面包 ⑤ 睡觉 ⑥ 睡觉 ⑦ 我喜欢大家! ⑧ 祝你早日康复(AA) ⑨ 每周都会参加特

① 烤蛋糕 ② 算术 ③ 烤蛋糕 ④ 睡觉 ⑤ 见到你 ⑥ 我非常开心! ⑦ 每周都会参加特

1月 至所望日：1日、8日、15日、22日、29日  
2月 至所望日：5日、12日、19日、26日

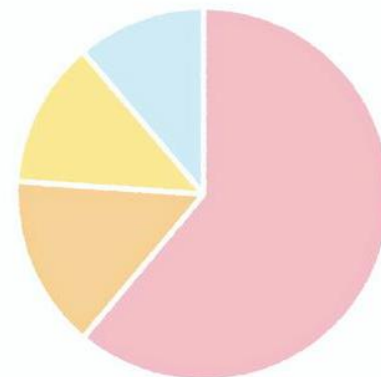
外国にルーツをもつ子どもと作成したアドボケイトの紹介ポスター



みみうさ：子どもアドボカシーのキャラクターは、子どもが考案。



アドボカシーの講座はユースの声から。グループにユースが入り、ともに学ぶ。



一時保護所を退所する子どもを対象に、外部機関によるサービス評価を実施。アドボカシーサービスの改善に反映。



親やきょうだいに  
会いたい

親やきょうだいと  
暮らしたい

自分の家がある

前の学校の  
友だちに会いたい

学校に行く日を  
選びたい

学校に通いたい

ネットや本を  
自由にみたい

友だちや好きな人と  
集まりたい

好きな服装や髪形で  
過ごしたい

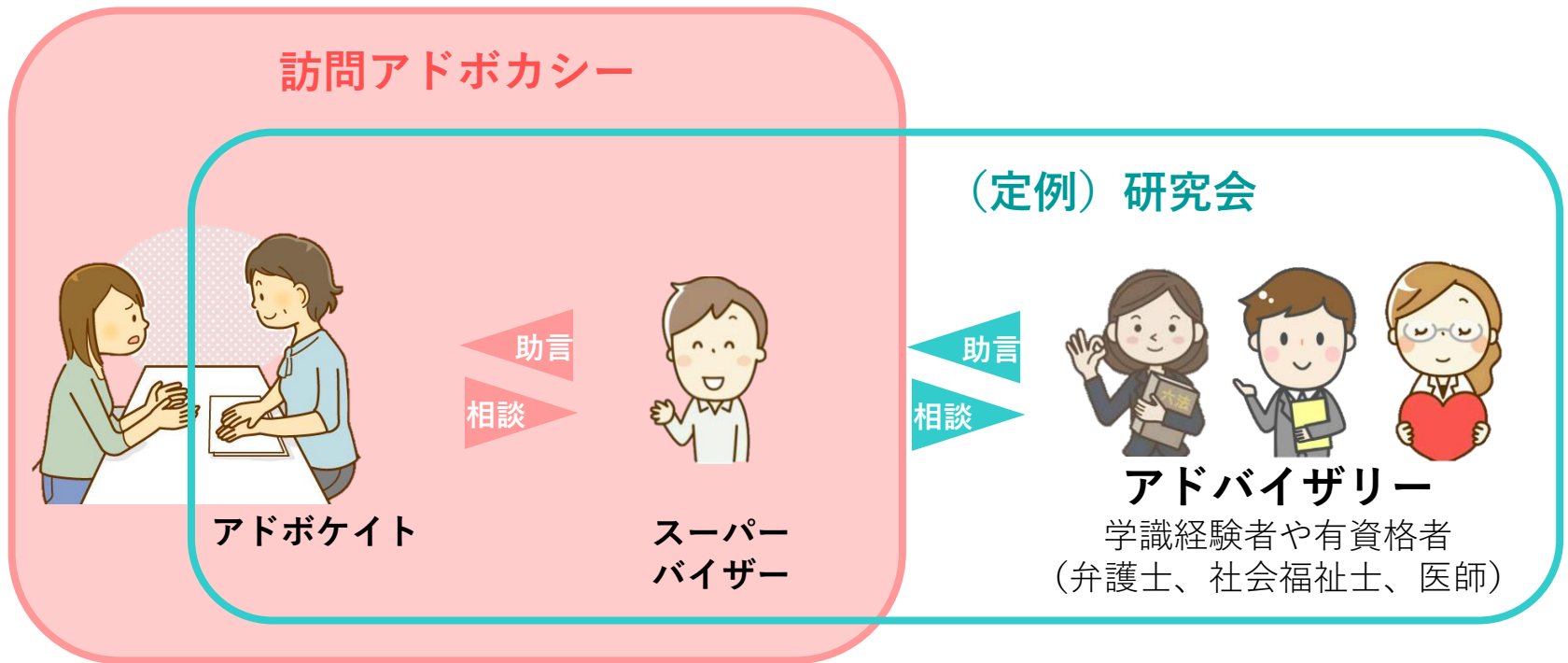
おいしくて栄養のある  
食事やお菓子を  
毎日食べたい

知られたくないことや  
触られたくない物が  
ある

ひみつを  
守ってほしい



# 市民とともにチームで進める子どもアドボカシー



市民によるアドボカシーをSV・アドバイザーが支える  
様々な方々による対話によって、アドボカシーの文化を築く

## 子どもの意見が大事、とはいったものの

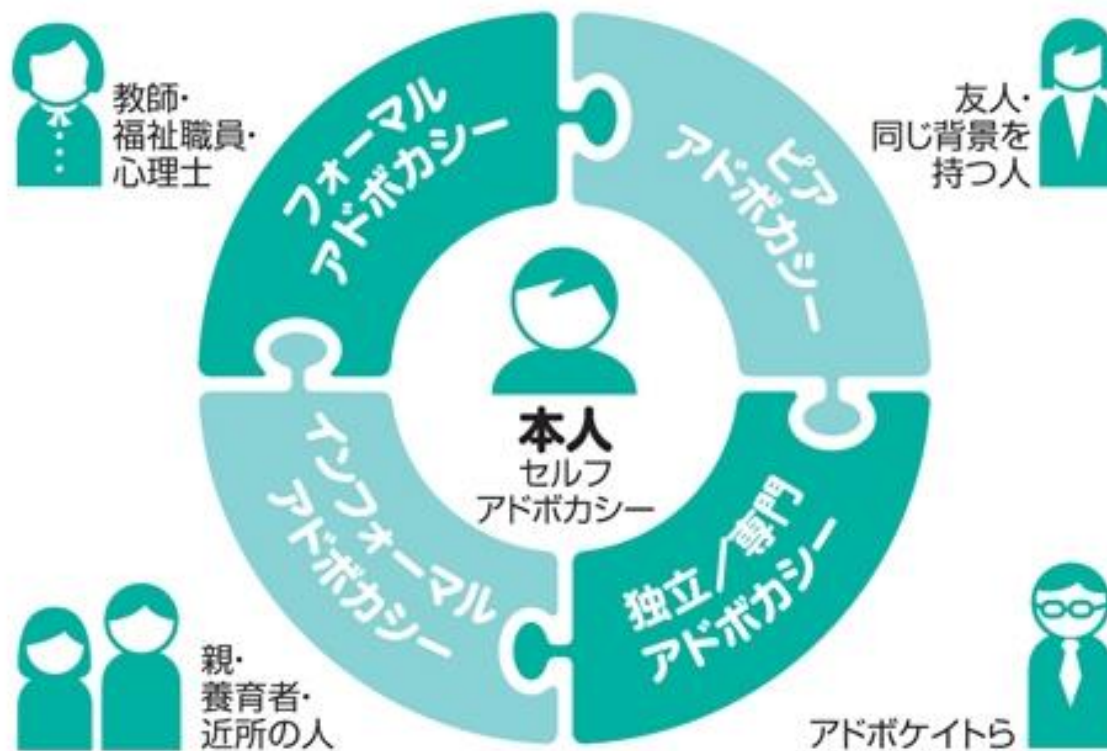
なんで第三者が  
子どもの声を聴く  
必要があるの？

子どもの言うことは  
ころころ変わる。  
真に受けていいの？

声を聴けば  
その子どものことを  
理解できるの？



# アドボカシーはジグソーパズル



それぞれの立場が補完し合い子どもの声を聴くことが大切

## なぜ第三者が声を聴くことが必要なのか



専門職として、また養育者として、時に子どもの気持ちに反することをしないといけないことがある。

## なぜ第三者が声を聴くことが必要なのか



利害関係が強いほど、本音は伝えにくい。  
相手を傷付けたり、関係をぎくしゃくさせたくないからだ。

## どちらがちひろさんの本当の声なのでしょうか

ちひろさんは、朝、  
担任の先生に言いました。

ちひろさんは、放課後  
保健室の先生に言いました。





## どちらも、ちひろさんの本当の声。

たたかれるのは痛い。  
最近、どんどん強く  
たたかれるように。  
もうがまんできない

たたかれるから  
おうちには  
かえりたくない

やっぱり  
おうちに  
かえりたい

先生や友達は  
味方でいてくれる。  
きょうだいとも  
はなれたくない。



相手や環境によって、伝えたいことが変化することもある。

# アドボカシーのジレンマとネガティブケイパビリティ

相手のことを  
理解するために  
声をかけ、耳を傾け続ける

相手のことを  
理解したつもりになっ  
てはいけない



帚木蓬生(2017)  
『ネガティブ・ケイパビリティ  
答えの出ない事態に耐える力』

答えの出ないものに共に向き合い続ける力を。

I still make coffee for two.

(今も ふたりぶんのコーヒーを淹れる)

—Zak Nelson

# コミュニケーション冰山



私たちが誰かと話しているときに発する単語や句や文は、「コミュニケーション冰山」の一角でしかない。

相手の言っていることがきちんと理解されるには、氷山の水面下に隠れた部分が重要となる。

モーテン・H・クリスチャンセン ニック・チェイター  
『言語はこうしてうまれるー「即興する脳とジェスチャーゲーム」』

**コミュニケーションは  
自分と相手との共同作業！**

早く家に帰りたい



一時保護所の生活って全然慣れない。  
スマホもネットも使えないし、  
友だちとも会えない。  
こんなだったら、  
暴力や暴言をがまんしてでも

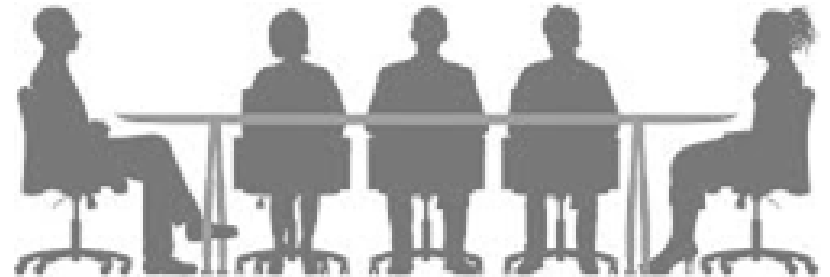
こどもは「早く家に帰りたい」と  
言っています。

「家での生活で心配なことはない？」  
と訊くと、「大丈夫」と言っています。

## 早く家に帰りたい



児童の意見：早期の家庭復帰を希望。





遊びを通して声を聴く  
こどもの居場所で声を聴く

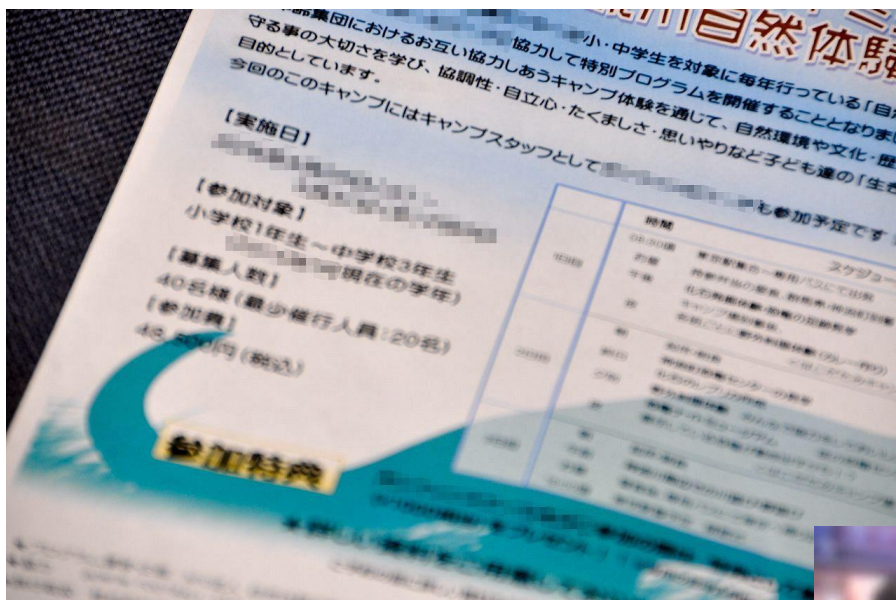
## 遊びを通して子どもの声を聴く



## 遊びを通して子どもの声を聴く



# 子どもにとって安心・安全な場か？



2014年～2016年にかけて、NPO法人が主催するキャンプにおいて、3～13歳の168人児童ポルノ被害男6人を逮捕（強制わいせつ撮影容疑）

新宿東宝ビル周辺に集まるこども・若者＝トー横キッズ。家にも学校にも居場所がなく、公的支援機関にもつながらない。こうした子どもたちが暴力や性的搾取の対象となったり、生きづらさから逃れるためにオーバードーズなどを行っている。





# こどもの意見を聴いて作られている場所か？



自由にボール遊びができる  
公園がない！  
→実情を調べて、区長へ陳情  
四つは採択、一つは継続審査

レッドムーン（板橋区の男の子たち）

子どもの遊び場についての陳情  
陳情の要旨  
1 加賀2丁目公園の利用時間を延長してください。  
2 東板橋公園のグラウンドの団体の予約も一定の日にするなど  
一般開放を使いやすくしてください。  
3 板橋第9小学校の校庭の平日利用を可能にしてほ  
しいです。  
4 子どもの意見も、もっと聞いてほしい。  
5 サッカーや野球など思い切り出来る場所を増やしてください。  
要旨の理由  
1 現在加賀2丁目公園の利用終了時間は、16:30です。  
そして、小学6年生の下校する時間は、15:15～15:30です。

# 地域に多様な居場所があるか？

ユニバーサル/ポピュレーション

対面 (リアル)

仮想 (オンライン)



ユニバーサル/ポピュレーション：全ての子ども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ* 放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団 公園や校庭、プレーパークなどの外遊び ユースセンター/青少年拠点	など	オンラインでの体験活動等
---	----	--------------

混在型：両者が混在している居場所

フリースペース 校内カフェ	子ども食堂 学習・生活支援の場	など	オンラインの居場所
------------------	--------------------	----	-----------

ターゲット/ハイリスク：特定のニーズを持つ子ども・若者を主な対象（利用者の制限有）とする居場所

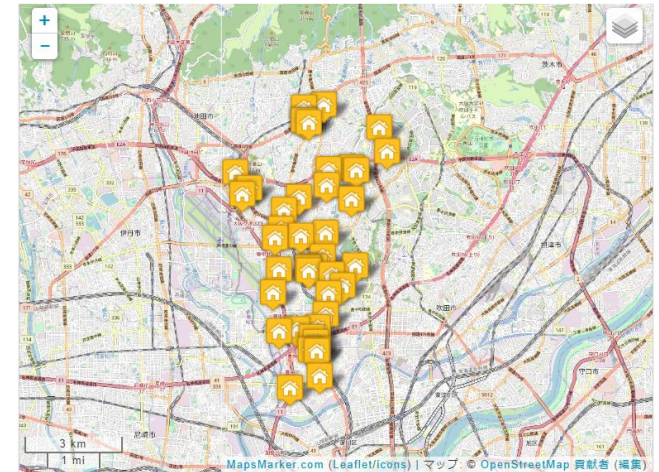
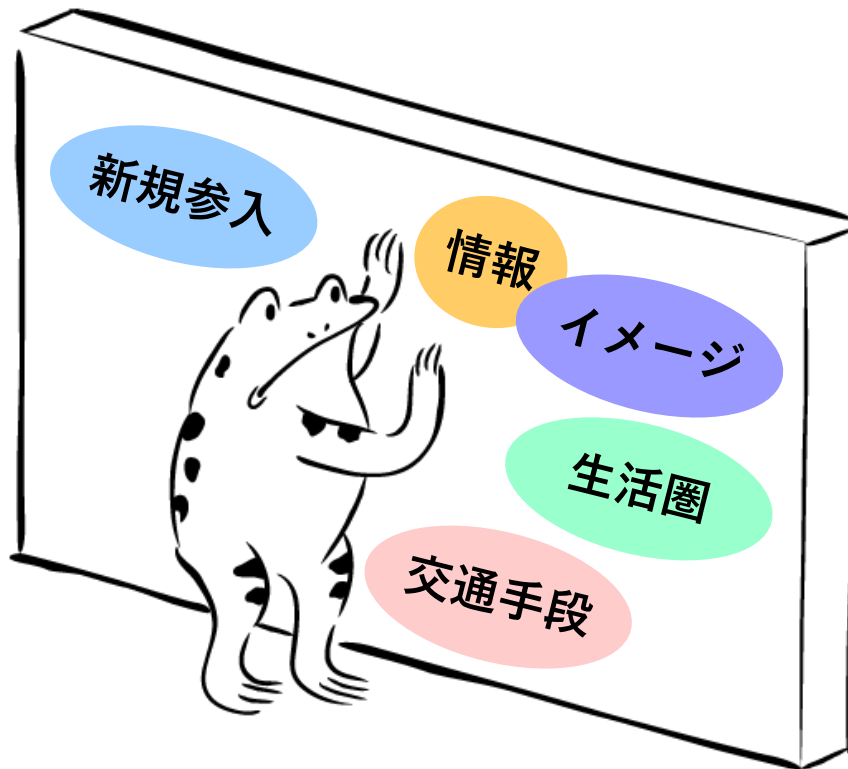
放課後等デイサービス 若者シェルター 児童育成支援拠点事業 特定のニーズを抱えた子ども・若者向け施設・場 ↳ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など	など	オンラインの居場所 (オンライン相談支援等)
---	----	---------------------------

ターゲット/ハイリスク

\* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類



# 子どもがアクセスしやすい居場所か？



豊中市子どもの居場所づくり  
ポータルサイト いこっと

# 持続可能な居場所になっているか？



かつて利用者だった子どもが、  
プレーリーダーとして携わる。

NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク



# 居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -

## ● こども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。

\*こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

## ● こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**こども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感じるかどうか等は、本人が決めることである。
- そうした観点から、**こども・若者の声（視点）**を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で

整理した。\*こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

### “居たい”

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままでいられること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居ただけ居られること
- 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと

### “行きたい”

- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽に行ける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行ききっかけがあること  
(必要に応じて、こども・若者へアウトリーチに関わること)
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること  
(こども・若者自身が居場所に行く時間を選べること)

### “やってみたい”

- いろんな人と出会えること
- 好きなこと、やりたいことができること
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること  
(自分の意見が反映されること)
- 一緒に学ぶ人、  
学びをサポートしてくれる人がいること
- いろんな機会があること  
(興味や希望に沿ったイベントがあること)
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

むすびに

# よいケアとは？ 相互行為としてのケア（権利の視点から）

ケアをする権利

ケアをすることを  
強制されない権利



ケアを受ける権利

ケアを受けることを  
強制されない権利

（参考）上野千鶴子(2011)『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』

よいケアを行うためには、まず支援者自身が権利に目覚め、権利意識によってエンパワメントされている必要がある。

# チェックアウト



- ①この研修でためになったこと
- ②この研修で疑問に残ったこと
- ③今後の子どもとの関わりに向けて

